

福祉

手当支給日のご案内

11月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のとおりですのでご確認ください。

11月10日(火)

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過福祉手当

11月11日(水)

- ・特別児童扶養手当

保険・年金

「特定保健指導」を受けましょう

あま市国民健康保険加入者のうち、特定健診の受診結果から保健指導が必要と判断された方へ「特定保健指導」のご案内と利用券を郵送いたします。

特定保健指導では、医療機関や保健師・管理栄養士による面談を通じ

て、生活習慣の振り返りをし、ライフスタイルに合った取り組みやすい目標設定を行うことで、生活習慣改善を図るためのサポートを受けられますので、ぜひご利用ください。

利用方法につきましては、郵送された特定保健指導の案内をご覧ください。

お問い合わせ 保険医療課

4444・3168

FAX 4443・3555

年金相談「相談無料・秘密厳守」 年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員を招いて、年金相談を開催します。お気軽にお越しください。

なお、相談窓口にみえた本人以外の方の相談については、夫婦、兄弟・姉妹等の親族であっても、相談内容に該当する本人の委任状が必要になります。

日時 11月24日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時

※事前予約はできません。

場所 甚目寺庁舎 相談室

持ち物 本人確認ができる書類、基礎年金番号がわかる書類、印鑑

お問い合わせ 中村年金事務所

4533・7200

保険医療課

4444・3168

FAX 4443・3555



税



個人事業税第二期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第二期分の納期限は11月30日(月)です。

第二期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください(なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問い合わせください)。

納付場所及び納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店
- ・Pay-easy(ペイジー)に対応した

インターネットバンキングまたはATM

・インターネット環境でのクレジットカードによる納付

・スマートフォンアプリ(PayB)による納付

※コンビニエンスストア、MMK設置店、PayBによる納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

※領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。御希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

問い合わせ 西尾張県税事務所 課税第一課県民税・事業税第二グループ

05869・453169

Web <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>



固定資産(償却資産)の簡易申告のご案内

市では、前年度の申告内容で償却資産の課税標準額の合計額が150万円未満のため免税になると見込まれる方は、償却資産申告書に替えて往復はがきによる簡易申告書を11月上旬に郵送します。

ただし、往復はがきによる簡易申告書を提出された場合でも、資産の増減がある場合は、再度、償却資産申告書の提出をお願いします。

償却資産申告書の様式は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

問合せ 税務課固定資産税係

TEL 444・0509

FAX 445・3856

令和2年分 年末調整等説明会開催中止のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していましたが年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報

については、国税庁ウェブサイトの年末調整特集ページをご参照ください。

Web <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

問合せ 津島税務署 個人課税部門

TEL 0567・26・2161



土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人の方などは申告が必要となります

固定資産税の税制改正に伴い、土地・家屋の固定資産税について、所有者が亡くなられた場合、相続登記されるまでの間、相続人(亡くなった方の配偶者・子など)など、その土地・家屋を現に所有している方から住所・氏名など必要な事項を申告していただくこととなりました。

【現に所有している者の申告制度】申告が必要な方

土地・家屋の所有者が亡くなられたことにより、現に所有している者(相続人など)であることを知った方

方法 現所有者申告書に必要書類

(戸籍簿本など)を添えて税務課に提出

期限 現に所有している者(相続人

など)であることを知った日の翌日から3か月を経過した日まで
※申告書は税務課より郵送します。
※申告をしなかった場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

問合せ 税務課固定資産税係

TEL 444・0509

FAX 445・3856

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して令和3年度の固定資産税の軽減措置を行います。

中小企業・小規模事業者が所有する事業用建物や設備(土地を除く)に係る固定資産税について、令和3年度に限り事業用収入の減少幅(30%以上)に応じて、軽減します。軽減を受けるには、認定経営革新等支援機関等の確認印が押された特例措置に係る申告書の他、収入減少を証明する書類、特例対象資産の一覧などの提出が必要です。制度の詳細は、中小企業庁のウェブサイトまたは、相談窓口にお問い合わせください。

制度に関する問合せ

中小企業 固定資産税等の軽減相
談窓口

TEL 0570・077・322

午前9時30分〜午後5時(平日のみ)

Web <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

申告書等の提出期間

令和3年1月4日(月)〜2月1日(月)

申告書等の提出先

あま市役所本庁舎税務課(市民サービスセンター)では提出できません

申告書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

問合せ 税務課固定資産税係

TEL 444・0509

FAX 445・3856



人権



女性に対する暴力をなくす運動期間

毎年11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

市ではこの期間中、市民の皆様に関心する知識を深めていただくため、美和文化会館にてDVに関するパネル展示を実施します。是非足を運んでみてください。

日時 11月12日(木)〜25日(水)

場所 甚目寺体育館

問合せ 人権推進課

☎444・0398

FAX 441・8330

都市計画



耐震シェルター設置費補助事業・民間木造住宅除却工事費補助事業のご案内

市では、平成27年度から耐震シェルター設置費補助制度を創設しました。無料耐震診断で、判定値が1.0未満の住宅に耐震シェルターを設置する工事に対して、工事費の一部を補助(上限30万円)します。

耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)を作り、安全を確保するものです。一部だけの工事ですので、工事費は比較的安価となります。対象となるシェルターについてなど、詳しくはご連絡ください。

すでに設置されたシェルターについては補助の対象になりませんのでご注意ください。

また、平成31年度から、民間木造住宅除却工事費補助制度を創設しました。耐震性のない木造住宅を除却す

ること地震発生時における建築物等の倒壊による二次被害の軽減を図ります。無料耐震診断で、判定値が1.0未満の住宅を取り壊す工事に対して、工事費の一部を補助(上限20万円)します。手続きについてなど、詳しくはご連絡ください。

前年度までに無料耐震診断を受けている住

まい。



問合せ 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

ブロック塀等撤去費補助事業のご案内

ブロック塀等は所有者個人の財産であり、所有者の責任における適正な管理が必要になります。地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、市内にある道路等に面した一定以上の高さがあるブロック塀等の撤去工

事に要する費用の一部を補助します。

すでに撤去されたブロック塀等については補助の対象になりませんのでご注意ください。

問合せ 都市計画課

☎441・7112

FAX 441・8387

消防

「Net 119緊急通報システム」登録説明会開催

Net 119緊急通報システムは、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。

海部東部消防組合管内を担当する海部地方消防指令センターで令和2年12月1日(火)から運用開始にあたり、登録説明会を開催します。

対象者

聴覚または音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方で、あま市・大治町に在住の方

日時及び会場

・11月7日(土)午前10時から
大治町総合福祉センター「希望の家」 多目的ホール

・11月8日(日)午前10時から

美和文化会館 多目的ホール

・11月15日(日)午前10時から

七宝焼アートヴィレッジ 交流ホール

・11月22日(日)午後2時から

甚目寺公民館 講義室

その他

・付き添い等で来られた際、密集、密接を避けるために入場制限を行うことがあります。

・説明会参加の事前申込は不要です。説明会の詳細は、海部東部消防組合ウェブサイトをご覧ください。

Web <http://www.amatobu-119.jp>

問合せ

海部東部消防組合消防本部消防課

☎442・1605

FAX 442・1220



あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和2年8月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	0件	±0件
乗物盗 (自動車盗など)	10件	+2件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	9件	-5件
計	19件	-3件